

苫小牧市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 苫小牧市は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画として策定した苫小牧市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を推進するにあたり、広く市民から意見を求めるため、苫小牧市地域福祉計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の進捗状況の評価及び施策の推進に関する事項
- (2) 地域福祉計画の見直しに関する事項
- (3) その他地域福祉計画の推進に必要な事項

(構成)

第3条 推進委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学職経験者
- (2) 福祉関係団体、その他市民団体等の代表者の推薦を受けた者
- (3) 苫小牧市社会福祉協議会の代表者の推薦を受けた者
- (4) 公募により選考された者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長1名及び副委員長を1名置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集する。

2 推進委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進委員会の事務局は、福祉部総合福祉課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。